

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十五号

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「終点」の下に「（以下「寄港地等」と総称する。）」を、「浮棧橋」の下に「（以下「棧橋等」と総称する。）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

6 前項に定めるもののほか、平成二十一年度においては、次の各号のいずれにも該当する一般旅客定期航路事業として知事が別に定めるものの用に供されている船舶が重要港湾又は地方港湾の棧橋等を通常使用する場合の係船料についても免除することができる。この場合においては、第八条の規定にかかわらず、既納の使用料を還付するものとする。

一 次のいずれかに該当するもの

イ 西瀬戸自動車道（尾道市と愛媛県今治市とを連絡する一般国道であつて、高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社が建設したものをいう。以下同じ。）が経過する島（向島を除く。以下同じ。）の一及び本州又は向島に寄港地等が存するもの

ロ 西瀬戸自動車道が経過する島の二以上に寄港地等が存するもの

ハ 西瀬戸自動車道が経過する島の一及び四国に寄港地等が存するもの

二 平成二十一年三月二十日以降における西瀬戸自動車道の通行料金の引下げに伴いその規模の縮小等を余儀なくされるおそれがあるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の広島県港湾施設管理条例の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。